

第8期札幌市子どもの権利委員会 第1回委員会

会 議 録

日 時：2025年7月29日（火）午後6時開会
場 所：大通バスセンタービル2号館 2階 子ども未来局大会議室

1. 開 会

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 定刻より少々早いのですが、皆さんがおそろいになりましたので、ただいまから、第8期札幌市子どもの権利委員会第1回委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当委員会の事務局を担当しております札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課長の石堂と申します。

本日は、初回のため、委員長が決定するまでの間、事務局で進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、3点ご報告をさせていただきます。

1点目は、委員の出席状況についてです。

本日は、L委員、M委員、N委員より欠席の連絡をいただいております。

現時点で、委員数15名のところ、参加委員数12名となり、過半数に達しておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

2点目は、委嘱についてです。

議事に先立ちご説明いたしますが、第8期委員の任期は、令和7年7月1日から令和9年6月30日となります。

委嘱状の交付につきましては、本来、皆様お一人ずつにお渡しさせていただくところですが、この後の審議時間を考慮し、あらかじめ送付させていただきました。

なお、委員の皆様のお名前は、事前にお送りした名簿でご確認いただいていることと思いますが、後ほど、お時間を設けまして、自己紹介をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、資料の確認でございます。

本日、会議で使用する資料は、机上に配付しております【資料1】札幌市子どもの権利委員会について、【資料2】子どもの権利について、こちらはパワーポイント資料になっております。こちらの2点となっております。

また、参考として、子どもの権利条例の条文解説の冊子もお配りしておりますので、お時間のある時にご覧いただければと思います。

最後に、クリアファイルですが、こちらは子どもアシストセンターのキャラクターのハッピーがついていて、裏面に四つの子どもの権利と子どもアシストセンターの連絡先をプリントしたもので、児童会館であしすと出前講座を実施した際に子どもに配付しております。大変好評をいただいているものとなっております。

それでは、会議の開催に当たりまして、斎藤子ども育成部長からご挨拶を申し上げます。

○斎藤子ども育成部長 札幌市子ども育成部長の斎藤でございます。

皆様、本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

あわせまして、皆様におかれましては、日頃、札幌市の子どもに関わる施策に対しまして、多大なるご尽力をいただいておりますことに、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

本日は、子どもの権利委員会第8期第1回目となります。これまでも、委員の皆様には、本市の子どもに関する計画や施策の検討、検証に貴重なご意見をいただいております。そして、子どもの権利の推進に多大な貢献をいただいております。

特に、第7期におきましては、第4次子どもの権利に関する推進計画の策定に当たりまして、貴重なご意見をいただいたところでございます。

本日から始まります第8期では、今、申しあげました第4次推進計画に基づく施策の実施状況のほか、子どもの権利に関する施策について、広く皆様のご意見等をいただきたいと考えております。

委員としてお集まりいただいた各分野の専門家、公募委員の方々、そして、子どもを代表する高校生委員の皆様は、日頃からそれぞれのお立場で、子どもについて、また、子どもの目線で考えたり感じたりしていることが多々あるかと思えます。

私たちは、子どもの権利が大切にされる社会の実現を目指しまして、より一層、子どもの権

利に関する施策の充実を図っていきたいと考えているところでございますので、どうか、皆様、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただければと心よりお願いを申し上げますところでございます。

以上をもちまして、会議開催に当たってのご挨拶をさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 続きまして、このたびご就任いただきました委員の皆様は、本日、初めて顔を合わせる方がほとんどかと思っておりますので、自己紹介をいただきたいと考えております。

大人委員の皆様においてはご自身の子どもに関する活動の紹介など、子ども委員の皆さんにおいては応募の動機など、1人当たり二、三分程度でお話しいただければと思います。

お話しいただく順番については、恐れ入りますが、名簿順にJ委員からお願いいたします。

○J委員 社会福祉法人羊ヶ丘養護園の施設長をしておりますJでございます。

児童養護施設の施設長であります。児童養護施設にお世話になってからちょうど45年になります。多くの子どもたちと関わってきました。卒園した子どもたちとは、今も関わっています。

私は、子どもの権利については、日々考えていかなければいけないことだといつも思っております。先週、東京から卒園生が来ました。家族を持って、子どもができて、幸せってこういうものなんだな、家族ってこういう気持ちになるんだなと話していました。施設で生活する子どもたちは、子どもの権利を守ることができなかった子どもたちがほとんどです。その子どもたちが安心・安全で、将来、幸せだと感じるができることこそが権利かなと、そのときにちょっと考えました。

いろいろな経験をしている一人一人の子どもたちが、将来、小さな目標が持てるように、そして、大人になったときに自分の目標を実現することができるように、日々、支援していきたい、関わっていききたいと思っています。

施設だけではなかなか解決できない問題や、できないこともたくさんあるのですけれども、各関係機関の皆様に応援していただきながら、どれぐらいできるかは分からないですけれども、これからも今までの経験を基に子どもたちを支援していきたいと思っています。よろしくお願いします。

○A委員 札幌第一高等学校から来ましたAです。

昨年行われたさっぽろティーンズ委員会という子どもの権利に関する委員会に参加して、東京ではかのいろいろな都市の子どもたちと交流してきて、もっと子どものためにできる取組があるのではないかと考えて参加しました。

積極的に発言できるように頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

○I委員 Iと申します。

私は、公募委員でして、中学校3年生と小学校5年生の娘を育てている父親でもあります。

ふだん、子どもと関わる活動であれば、中学校の長女のほうのPTAの学級代表をさせていただいたり、あるいは、次女が小学校でイベントがあるときのお手伝い、花壇の整備、交通のパトロールなどを日常的にやらせていただいているのと同時に、町内会の役員として、今ですと、ラジオ体操の担当や子ども会のお祭りのお手伝いをさせていただいております。

あとは、社会福祉の仕事をしておりますけれども、仕事柄、障がいのあるお子さんのサポートや、最近ですと、困窮している子育て世帯で不安や心配を抱えていたり、あるいは、ヤングケアラーの状態で生活に困っている世帯の訪問支援をする担当をさせていただいておりますので、公私ともども、子どもに関わる仕事ないしは活動をさせていただいております。

年齢的にも、これからは未来ある子どもたちのために仕事をしていこうと思いながらやらせていただいております、今回、公募で選んでいただいた状況です。どうぞよろしくお願いします。

○B委員 こんばんは。

北翔大学で教員をしておりますBと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

大学では、保健室の先生、養護教諭を育成する仕事に携わっていて、ちょうど、今週末の金・土・日と採用試験の2次が行われるので、暑い中ですがけれども、毎日、学生は頑張っているところです。

養護教諭は、保健室で救急措置はもちろんのこと、子どもたちの小さな変化に気づいて、必要であれば、関係機関につなぐ役割を果たしてほしいと思いながら、日々、学生と関わっているところです。

第7期に引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○H委員 札幌南高校、高校1年生のHです。

私も前回、さっぽろティーンズ委員会に参加させていただいて、子どもの権利について関わってきたのですが、今回、また、子どもの権利について関わるができるということで、応募させていただきました。

大人の方もたくさんいらっしゃる場なので、すごく緊張することもあるのですが、高校生の視点でいろいろなアイデアを考えていけたらと思います。よろしくお願いします。

○C委員 札幌北高校2年生のCです。

私もさっぽろティーンズ委員会のメンバーとして、昨年、活動させていただいたのですけれども、そこで子どもの居場所に関する発表をさせていただいて、世の中には居場所のない子どもがたくさんいると知って驚いたこととともに、このような子どもの権利を守る活動をしていきたいと思って、今回、応募させていただきました。

また、おとし、こども家庭庁の運営パートナーとして広報活動をしていたのですけれども、そのような経験を生かして、まだあまり子どもの権利について知らない方が多いと思うので、広報の方法なども皆さんと一緒に考えていけたらなと思っています。よろしくお願いします。

○G委員 北海学園大学法学部のGと申します。

今、委員の皆様の子どもの権利に関するお話や実態に関するお話を伺って、第1回から非常に勉強になるなと感じました。

私の子どもの権利との関わりといいますと、どうしても研究との関わりが多くなってしまうのですが、大学院のときに、重篤な病気を抱えて生まれた子どもの親による治療拒否が問題になっていまして、先生方と大学院生との間でまとまって、医療における重篤な子どもの治療拒否に関するガイドラインを作成した経験があります。

また、比較法の対象がスウェーデンなものですから、スウェーデン留学のときには、子どもオンブズマンというところに調査に行ったこともあります。実際に今、子どもの権利のために何をやっているのかと言われますと、もちろん、関心はあるのですが、ここで皆様のご経験や、また、高校生の皆様の意見をしっかり拝聴しながら、私自身も子どもの権利の推進について、再び考えていきたいと思っています。

私は、初めてこの委員をさせていただきますので、委員や事務局の皆様から学びながらしっかり頑張っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○寺島委員 こんにちは。

北海学園大学法学部で教員をいたしております寺島壽一と申します。

憲法を専攻いたしております。

子どもに係る活動ということで申しますと、私は、前任校が教員養成系の大学でございました。先ほどB委員から養護教諭養成課程のご指導をされているという話があったのですけれども、前任校も養護教諭養成課程を有している教員養成大学でございました。そこで、教育実習の場などを通じて小・中学校とは日頃関わりがございました。

ですが、今の勤め先に移りまして、もう20年ほどたっておりまして、現在の勤め先では、専らこの委員会を含む審議会を通じての関わりになろうかと思っています。

2015年から1期2年間だけではございましたけれども、当時の北海道青少年健全育成審議会の委員を務めさせていただきました。現在は、法令の改正によって、こちらは北海道子ども施策審議会次世代生育支援部会と名称が変わっているようではございますけれども、そちらで1期2年ほど委員を務めさせていただきました。

ただ、そちらの審議会では、例えば、有害映画や有害図書類の指定、非行の状況の調査といった好ましくない環境からの青少年の保護について審議する機会が多くございました。

それに対しまして、2021年からこちらの札幌市子どもの権利委員会の委員を務めさせていただいております。それは子どもの権利主体としての観点も考慮に入れながら検討してい

かなければいけない場であるということで、子ども委員の皆様の皆様のご意見なども拝聴しながら大変勉強させていただいているところでございます。

今期もどうぞよろしくお願いいたします。

○D委員 皆さん、こんにちは。

主任児童委員のDと申します。

私は、西区の代表として来ました。

主任児童委員は、皆さんもちらっと耳にしたことがあると思うのですが、民生委員・児童委員というものがあまして、その中の一部が主任児童委員です。例えば、私は発寒北地区というところなのですが、委員が29名おまして、その中の2名が主任児童委員で、幼児から子どもの見守りを対象に活動しております。

やはり、西区で話題とすることの一番は子どもの命を守るということで、最近では、虐待の大きな事件は耳にしなくなったと思うのですが、何年か置きには虐待で亡くなる子どもがいるということで、その辺は私たちも非常に力を入れて勉強会を開いたり、考えているのですが、何せボランティア活動ですので、特に家庭への直接訪問は要請がないとできなかったりするのですが、夏になると、どうしても窓を開けるので、子どもの泣き声を耳にして、あまりにひどいときは、区に家庭児童相談室というところがありまして、そこは本当に児童から家庭の事情をよく知っているところですので、そこに相談したり、児童相談所は皆さんも耳にしていると思うのですが、そちらと連携して子どもの命を守るということを重点に置いております。

最近では、不登校もまた大きな心配事となっております、その辺も考えておりますので、この委員会でもまた新たなお話が聞けることを楽しみにしております。

また、前任の方が子どもの頃にひきこもりをしていたKさんというすごく専門の方だったので、私は、その辺のおじさんみたいなもので、仕事もデザインをやっているのですが、皆さんの仕事とは場違いな感じで先ほどから冷や汗が出そうな感じですが、これからどうぞよろしくお願いいたします。

○F委員 皆さん、こんばんは。

第7期に引き続き、今期も委員を務めさせていただきます札幌市PTA協議会副会長のFと申します。

私は、PTAに関わってもう11年になるのですが、今、子どもが19歳、高3、中2と3人おまして、上の子が小学校3年生のときにPTAの役員を始めて、今は一番下の子が通う中学校のPTA会長を務めております。

今、札幌市PTA協議会の副会長になって3年目ですから、この委員会を含め、いろいろな会議に外郭の充て職として参加させていただいております。

私は、現役のパトロール者であるので、子どものための取組というリアルな現場に関わっている立場ではないのですが、この隣にある札幌市子ども会育成連合会というところで仕事をしています、子ども未来局には大変お世話になっている立場です。そこでは、子どもたちの健全育成のための事業を企画運営して行っています。

子どもの健全育成事業を企画して参加者を集めているのですが、やはりそこで私たちの一番の課題となって出てくるワードとしては、子どもの体験格差というものがあると思っています。保護者の立場で子どものためのいろいろな取組、イベントが開催されているけれども、では、それがほとんどの家庭にちゃんと届いているのかが見えなくて、やはり自分のところにも情報が足りないと思う部分があると思うので、こういった背景にはどういったことがあるのか、今の家庭の状況がどうなのかは、PTAに関わっている立場上、いろいろな情報を知り得るので、こういったところも今回の委員会の中では、自分の考えも含めてお伝えしながら、考えていく機会になったらいいなと思っています。

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○E委員 弁護士のEと申します。

初めましての方は、よろしくお願いいたします。

札幌弁護士会に所属しております、弁護士会の中には子どもの権利委員会というものがあるので、そのメンバーを比較的長く続けています。

子どもの権利委員会で何をやっているかという、子どもの権利110番という電話相談がありまして、去年から小さいカードの中に電話の番号を入れてもらえるようになりました。常設の相談にしているので、結構相談が来ています。圧倒的に大人からの相談が多いのですが、時々、子どもからの相談も受けています。私たちは、やはり子どもの権利と銘打っているので、子どもからの相談は非常にうれしい、頑張ろうという感じでやっています。

あとは、学校におけるいじめの事件の第三者委員会という形の関わりもありますし、被害者ないしはその保護者の方の代理人としての活動も分担しながらやっています。あとは、スクールロイヤーという形で、表にはなかなか出づらいののですが、学校の先生からの相談を受けて対応する役割、虐待など、いろいろなことをやっております。

あとは、未成年後見として、私も0歳児から18歳未満まで関わったことがあります。もちろん、親代わりにはならないのですが、やはり後見人がつかないといけない状況にある子どもの実質的な権利保障をどうしていくかという観点で、いろいろな関係機関と連携なりお願いをしながら関わっています。そういう委員会に所属して、未成年後見をやったり、学校の事件に関して被害者側の代理人として活動しているのが一つです。

あとは、NPO法人CANに関わっていて、子どもに限らず、居場所がない若年女性を中心に支援をしていて、今年度から本格的に札幌市の委託を受けての活動という形で頑張ろうとしています。

この委員は、第7期目の途中から受けさせていただいたので、2期目ではあるのですが、前回の終わりにもお伝えしたとおり、私は、やはり高校生委員の意見や発信ですごく元気をもらっている気がします。やはり、子どもの権利と言いながら、どうしても、いいも悪いもあるのですが、自治体がどう施策を進めていくかという中で、非常に縦割りになってしまったり、大人の目線を中心とした子どもの権利になったりしていて、子どもたちの意見を聞く場がすごく少ないと感じている中で、やはり皆さんがいてくださっていろいろ意見を言ったり、実際に行動されているところで、大人の一人としてすごく元気をもらい、勇気もらい、もっと頑張らなければという気持ちになって、やっていこうと思っています。

引き続きよろしくお願いします。

○古川委員 札幌市小学校長会の事務局次長を務めている山の手南小学校校長の古川と申します。よろしくお願いいたします。

第7期の一番最後の会から参加させていただきました。

先ほどE委員がおっしゃったように、初めて参加させていただいたときに、本当に高校生の方々の積極的な発言を聞いて、すごいなと思っておりました。

小学校のことを少しお話ししますと、7月25日に終業式を迎えまして、今は夏休みに入っています。今、子どもたちは学校に来ていないので、校舎に元気な声が聞こえてこないのはとても残念ですが、この半年、もしくは、私は校長になって7年目ですが、この近年の子どもたちの様子を見たときに大事にしなければいけないと思っていることがあります。それは、今の子どもたちを、よりしっかり見て、よりしっかり理解しなければいけないということを強く感じています。

理由としては、私が子どものときと違って、過ごしている背景も違いますし、いろいろなことが違うので、まずは今の目の前の子どもたちがどういう状態なのかをアンテナを高く、広くしてしっかり見る、今後、それが子どもの権利という部分にもつながっていくのではないかと考えています。

学校の中で近年トラブルとして多くなっているのは、いじめの問題もありますけれども、圧倒的にSNS関係の問題です。LINEを通してのもの、そのほか、いろいろなサイトに入っている問題もありますし、これは権利と表裏の部分もあるのかなと考えていますので、また、この第8期でたくさんの方々のお話を聞きながら、そして、それをまた目の前の子どもたちに還元していければいいなと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 委員の皆様、それぞれのお立場からいろいろなお話をいただきまして、ありがとうございました。

これから2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

まず、子ども未来局子ども育成部から、先ほどご挨拶を申し上げました斎藤子ども育成部長です。

続きまして、私は、子どもの権利推進課長の石堂でございます。

また、子どもの権利推進課子どもの権利推進担当係長の野村です。

担当者の松下です。

子どもの権利救済事務局から、調整担当係長の小松が参加しております。

なお、斎藤子ども育成部長は子どもの権利救済事務局長、私は子どもの権利救済事務局次長を兼務しております。

本日出席の職員の紹介は、以上でございます。

2. 正副委員長の選任

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、次に、委員長、副委員長の選出を行いたいと思います。

委員長、副委員長につきましては、子どもの権利条例施行規則で委員の互選により定めるととされておりますので、委員の皆様からご意見がございましたらお願いいたします。

○B委員 委員長については、法学をご専門とされている学識経験者であり、第7期に委員長を務めていただいた北海学園大学の寺島委員にお願いするのがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） ただいま、B委員から、委員長に寺島委員をとのご意見がありましたが、皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、委員長は、寺島委員にお願いすることとさせていただきます。

続きまして、副委員長についてご意見はございませんか。

○寺島委員長 副委員長は、私からご意見を申し上げたいと存じます。

副委員長につきましては、教育の現場で子どもと接する機会の多い校長会からご参加の委員にお願いするのが適任であるのかなと思います。

小学校長会からご参加いただいている古川委員が第7期の終盤から委員として参加され、そして、第7期の副委員長もお引き受けいただいた経緯がございますが、就任期間が短かったこともございますので、ぜひ、いま一度、今期もお願いしてはいかがかと思っております。

いかがでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） ただいま、寺島委員から、副委員長に古川委員をとのご意見がありましたが、皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、副委員長は、古川委員にお願いすることとさせていただきます。

寺島委員長、古川副委員長におかれましては、委員長席、副委員長席にお移りいただけますでしょうか。

〔委員長、副委員長は所定の席に着く〕

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、委員長、副委員長から、改めて、一言、ご挨拶をいただきたいと思います。

○寺島委員長 ただいま、委員長に選出いただきました寺島でございます。

先ほど一通りご挨拶を申し上げましたので、ごく簡単にとどめたいと存じます。

先ほど申し上げましたように、専攻は憲法ではございますが、子どもの人権、子どもの権利を必ずしも専門に研究しているわけではございませんので、この委員会で学ぶことが非常に多くございまして、皆様に教えていただける非常に貴重な機会であると承知しております。

第6期、第7期と委員を務めさせていただきまして、今期もまた大変お世話になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○古川副委員長 ただいま副委員長に推薦していただきました古川と申します。

私は小学校教員ですから、その立場から皆さんのご意見を聞きながら、改めて子どもの権利というものはどうあるべきかを考えていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 委員長、副委員長、ありがとうございました。

それでは、この後の進行につきましては、寺島委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○寺島委員長 それでは、ここからは私のほうで進行させていただきます。

まず、一つ目の案件の子どもの権利委員会及び子どもの権利の取組について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、私からご説明いたします。

まず、子どもの権利委員会及び子どもの権利の取組ということで、子どもの権利委員会の設置根拠や役割についてご説明させていただきたいと思います。

はじめに、資料1、札幌市子どもの権利委員会についてをご覧ください。

まず、1、設置根拠についてですが、子どもの権利委員会は、札幌市の附属機関として札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例、通称子どもの権利条例に基づいて設置された子どもの権利に関する施策の充実や検証のための審議会となります。

次に、2、役割についてですが、権利委員会の役割は、子どもの権利に関する推進計画について意見を述べることで、子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況を調査審議することの大きく二つとなります。

第8期委員の皆様にご審議いただく具体的な事項としましては、子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の調査、審議に関することです。条例制定時の附帯決議により、推進計画に基づく子どもの権利に関する取組状況を年に1回議会に報告しております。この議会報告に先立ちまして、例年5月頃に前年度の子どもの権利に関する取組状況をまとめて子どもの権利委員会に報告を行い、委員の皆さんから評価やご意見をいただいております。令和6年度の報告は5月上旬に行ったところです。

次に、3、第8期の委員の構成につきましては、委員名簿に記載しておりますとおり、人権や福祉、教育等の分野で学識経験のある方のほか、大人3名、子ども3名の公募委員を含め、15名の方々に委員としてご就任いただいております。

次に、4、委員の任期は、2年となっております。

次に、5、委員会の実施状況の（1）開催方法につきましては、会場は、通常、子ども未来局が入っておりますこちらの大通バスセンタービルなどで開催しております。

日時は、平日の18時頃から2時間程度としていますが、毎回、委員の皆様のご都合を事前に確認の上、決定させていただきます。

そのほか、会議は原則として公開で行っていますので、一般の方や報道機関の方が傍聴に来られることもございます。

ただし、個人情報を含む場合などは、委員会として決定の上、非公開とすることも可能となります。

なお、会議録は、事前確認をいただいた上で、ホームページで公開しております。

委員名簿や開催日時のお知らせなどもホームページに掲載しますが、会議録に関して、発言者の氏名は、基本的に、A委員、B委員という形で公開しております。

前回、第7期の審議内容につきましては、参考として記載しております。

資料1については以上となります。

○寺島委員長 今、ご説明がありましたけれども、何かご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○寺島委員長 ここで、一旦、休憩を挟みたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔 休 憩 〕

○寺島委員長 それでは、再開いたします。

先ほど、事務局から、今回の次第の三つ目、事務局説明、子どもの権利委員会及び子どもの権利の取組についてというところで、資料1に即して札幌市子どもの権利委員会についてご説明いただきました。

引き続き、事務局から、今度はもう一つのパワーポイントの資料でご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 続きまして、子どもの権利条例や主な取組についてご説明させていただきます。

資料2、子どもの権利についてというお手元のパワーポイントの資料をご覧頂くか、同じ内容をスクリーンに表示しておりますので、見やすいほうをご覧ください。

まず、子どもの権利条例については、既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、第8期の最初の委員会でもありますので、そもそもの子どもの権利についての考え方について、再確認を兼ねてお聞きいただければと思います。

なお、今日は、札幌市の取組を市民の方々に紹介する出前講座などで使用する資料を使用し、ご説明させていただきます。

まず、札幌市が子どもの権利条例を制定した背景についてです。

1989年、平成元年、国連において、子どもの基本的人権を国際的に保障するものとして、子どもの権利条約、正式名称は、児童の権利に関する条約が採択されました。

日本では、それから5年後の1994年、平成6年に条約に批准し、現在までにおよそ200の国や地域で締結されています。

札幌市は、これを受け、中央の吹き出しにございます条約の理念を基に、将来にわたり、市民と市が一体となって子どもの権利を大切にするという姿勢を明らかにするべきであるとして、2008年、平成20年に、子どもの権利条例を制定しました。

子どもの権利条例では、子どもの権利を保障するための大人の役割や市の取組、権利の侵害からの救済について定めています。

では、そもそも、子どもの権利とはどのようなものかということですが、ここで言う権利とは、命が守られること、差別されないこと、自由に生きること、健康で文化的な生活を送ることなど、誰もが生まれながらにもっている基本的人権を指します。この権利は大人にも子どもにも一人一人に同じように認められ、尊重されるべきものです。それをあえて子どもの権利と言っているのは、大人とは少し違う子どもという存在への配慮に基づいています。

子どもがどのような存在かを考えてみますと、可能性に満ちたかけがえのない存在であるとともに、大人へと成長・発達する過程にあり、未熟な部分がある存在とも言えるので、子どもの健やかな成長のためには、周囲の大人からの適切な配慮や支援が欠かせません。

そのため、子どもの権利について考えるときは、子どもを大人と同じ権利の主体として尊重するとともに、大人とは少し違う保護の対象として、大人が適切に見守り、支え、育むといった配慮とのバランスが大切になります。

条例では、子どもの権利を大きく四つのカテゴリーに分け、子どもの成長と発達のために大切な権利として保障されなければならないと定めています。

一つ目は、安心して生きる権利です。

子ども一人一人が愛情を持って育まれることや、いじめや虐待などから心や体が守られることなどが挙げられます。

二つ目は、自分らしく生きる権利です。

個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されることや、自分が思ったことや考えたことを自由に表現することが含まれます。

三つ目は、豊かに育つ権利です。

学んだり、遊んだり、休息したり、芸術、文化、スポーツなど様々な経験をして豊かに育つことなどが含まれています。

四つ目は、参加する権利です。

自分に関わることに参加し、意見を表明することや、表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされることが含まれています。

また、権利条例では大人の役割についても定めています。

大人には、子どもの思いや考えを十分に受け止め、子どもにとって何が最もよいことか、子どもの最善の利益を常に考慮した上で、子どもとともに考え、見守り、必要な支援をしていくという役割があります。

なお、子どもの最善の利益の考慮とは、子どもに影響を与える決定をするときは、子どもの思いや考えを受け止めた上で、子どもが自立した社会性のある大人へと成長するために最もよいことは何かを判断の基準にするべきという考え方です。

子どもの意見表明を例にすると、子どもの意見を聞き、それを尊重することは大切なことですが、成長・発達する段階にあっては、必ずしも子どもの意見の全てを受け入れることができない場合もあると思います。

その際は、子どもの意見を尊重した上で、その子にとって、何が最もよい結果をもたらすかを最善の利益の観点から大人が判断し、判断した理由と併せて子どもにしっかりと説明することが求められます。

次に、権利条例が目指しているものについてお話しさせていただきます。

一つ目は、子どもの自立した社会性のある大人への成長を支援することです。

子どもは、子どもの権利を学ぶことで、自分の権利だけではなく、相手にも権利があることを理解します。そして、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、さらに、相手のことも考えることができる自立した社会性のある大人へと成長していきます。そのために、環境を整え、適切な支援を行うことは、大人の責務となります。

二つ目は、子どもの視点に立ったまちづくりを進めることです。

全ての人にとって優しい、暮らしやすいまちづくりには、市民の一員としての子どもの視点が必要不可欠です。そのためには、子どもたちがまちづくりなど自分に関わることに参加し、意見表明する機会を大切にし、子どもの声に耳を傾け、意見を尊重する必要があります。

令和5年4月に施行されたこども基本法では、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見表明機会の確保や意見の尊重が基本理念として掲げられています。

札幌市では、行政計画を策定する際に、子ども向けのパブリックコメントを実施するなど、地域や学校などからも協力をいただきながら、様々な事業に子どもの参加や意見表明の機会とする取組を進めています。

三つ目は、子どもの権利の侵害からの救済です。

いじめや虐待といった権利侵害の未然防止に努めていくとともに、現に権利を侵害され、悩み苦しんでいる子どもに対しては迅速かつ適切な救済が必要となります。親や先生など自分のことを知っている人には相談しづらいとき、子どもが1人で抱え込まずに助けてと言える相談窓口として、札幌市では、子どもの権利救済機関である子どもアシストセンターを設置しています。

子どもアシストセンターについては、次のページからもう少し詳しくご説明させていただきます。

子どもアシストセンター概要となります。

子どもアシストセンターは、子どもの権利条例に基づき、平成21年4月に設置された機関で、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ることを目的としております。

位置づけとしましては、子どもアシストセンターは、行政から独立した第三者機関であり、いわば、子どものためのオンブズマンと言える存在となります。

子どもの権利侵害には、大人との関係で弱い立場に置かれることがある子ども自身が権利侵害を受けていることを意識しにくいなどの特性があることを踏まえ、子どもの声を早期に受け止め、子どもの立場に立って相談から救済までを行う専門の機関が必要であることから、このような位置づけで設置されております。

次に、相談の対象者は、札幌市在住の18歳未満の子どもとなります。

ただし、18歳を超えていても、高校生など、子どもと同じような環境にあれば、対象となります。

また、札幌市外に在住する子どもでも、市内の学校や施設に通学、入所している子どもも対

象になり、子どもに関する相談であれば、子ども本人に限らず、保護者をはじめ、どなたでも相談を行うことができます。

次に、相談方法は、電話、面談、Eメール、LINEの四つとなります。

この中で、LINE相談は、件数、割合とも年々増加しておりまして、令和6年度の子どもからの相談方法のうち約8割を占めており、子どもにとって相談しやすい方法であると言えます。

令和6年度の相談実績ですが、1,085人、延べ3,234件の相談を受けました。

また、調整活動や救済の申立てでもございました。

続きまして、子どもの権利に関する主な取組を幾つかピックアップしてご紹介いたします。一つ目は、子ども議会についてです。

こちらは、未来を担う子どもたちが主体的に札幌市のまちづくりについて話し合い、意見をまとめて提案することで、市政への参加や意見表明を行う事業となります。

令和6年度は、27人の小・中学生と12人の高校生、大学生のユースファシリテーターが参加し、「子どもにやさしいまち」を題材に、子ども議員自ら設定したテーマについて話し合いました。

話し合いでは、テーマに関連する部局の市職員との勉強会を通して学び、高校生、大学生のユースファシリテーターのサポートを受けながら意見をまとめ、市長に報告を行いました。

昨年度の子ども議会の様子は、市長報告も含めて、YouTubeで公開しておりますので、「札幌市 子ども議会」で検索してご覧いただければと思います。

続きまして、次は、子どもの提案・意見募集ハガキです。

子どもから市政への提案や意見を募集するもので、気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用はがきを添付した用紙を学校や公共施設で配付しております。

なお、いただいた意見については、広報紙の子ども通信や子どもの権利ニュースに札幌市としての考えなどと併せて掲載し、学校や地域に配付することで子どもたちへのフィードバックを行っております。

次は、子どもの権利のせんりゅう・ポスター展です。

より多くの子どもに子どもの権利について考えてもらえるよう、子どもの権利をテーマとしたせんりゅうとポスターを募集し、入選した作品を、地下歩行空間や、東区のアリオ札幌店など商業施設に展示しております。

ご覧いただいているものは令和6年度の最優秀作品です。

子どもの権利条例では、11月20日を子どもの権利の日と定めており、重点的な普及啓発月間ということで、この展示は11月を通して行っております。

また、優秀作品はカレンダーにして学校や地域にも広く配付し、子どもの権利の普及に努めております。

次は、小学生、中学生を対象としたパンフレットになります。

学校に協力いただき、毎年夏に小学4年生と中学1年生全員に配付しているものとなります。

このパンフレットは、子どもたちが子どもの権利の大切さについて学び、理解を深めることを目的に作成しているものですが、内容については札幌市教育委員会に協力いただいております、授業でも使いやすいようワークシート形式となっております。

子どもたちに、子どもの権利とは何か、どうすれば守ることができるのか、自分の頭で考えてもらうことで理解が深まり、普及啓発の効果が期待されるものとなっています。

ただいまご説明しました広報物につきましては、今、参考に供覧しておりますので、内容をご確認いただければと思います。

少しお時間を取りたいと思います。

〔資料供覧〕

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、資料をご覧になっている方は、お耳だけお貸しいただきたいと思います。

スライドの最後になりますが、子どもの権利は、何かの義務や責任を果たすことを条件に認められるものではなく、全ての子どもが生まれながらに持っている基本的人権です。

しかし、権利や自由とは、自分の思うままに何でもできるということではなく、自分の決めたことや起こした行動には責任が伴います。

また、実生活の中では権利と権利、自由と自由がぶつかり合うこともあり、このような場合にはお互いの主張を調整することが求められます。権利を行使する際は、自分だけではなく、相手にも同じように権利があり、それを尊重する必要があります。子どもの権利を発達段階に応じて正しく学び、権利を行使し、調整する経験を繰り返す中で、子どもはわがままになるのではなく、むしろ自然に相手の気持ちを想像できるようになり、考える力や判断する力に加え、他者を思いやる力や配慮する力が養われると考えています。

子どもの権利を子ども自身に理解してもらうには、まず、私たち大人が正しく理解していなければなりません。

委員の皆様におかれましては、既にご理解いただいているところかと思いますが、ぜひ皆様の周りの方々にも、子どもの権利について、広めていただけますと幸いです。

子どもの権利条例や取組について、事務局からの説明は以上でございます。

○寺島委員長 ただいまご説明いただきました内容について、ご質問を受け付けたいと思います。

ご質問等がございましたら、おっしゃってください。

いかがでしょうか。

○D委員 14ページに相談実績がこれだけあると書かれているのですけれども、実際の相談内容などは何かで見ることは可能でしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 実際の相談内容として、どのような相談が多いかについては、子どもからの相談としては、例えば、友達とけんかしたなど、学校生活に関するものが最も多く、親からお兄ちゃんなのだから我慢しなさいと言われてつらいなど、家庭生活に関するものや子ども自身が気持ちがもやもやするなど、性格行動に基づく相談が多くなっています。

相談実績については、活動状況報告書という冊子を作成しておりまして、こちらは子どもアシストセンターのホームページに内容を全て掲載しております。相談内容については、活動レポートとして、具体的に書いておりますので、お時間のある時にご覧いただきたいと思います。

○寺島委員長 冊子に記載されている内容は、ホームページでもほぼそのまま確認できる、閲覧できるということですね。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） はい。全て掲載しております。

○寺島委員長 ほかにご質問はいかがでしょうか。

○H委員 19ページにパンフレットがあると思うのですけれども、私が通っていた小・中学校では、配られはしたのですが、授業で使われることはありませんでした。

実際に授業で使っている学校がどれくらいあるかは把握されていますか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 使用状況についてのデータは取っていないのですけれども、多くの学校で使っていただいているとは聞いています。ただ、学校の事情によって、授業で使うのか、配付するかということがあるのかと思います。

○寺島委員長 ほかにご質問はいかがでしょうか。

○C委員 子どもアシストセンターについての質問ですが、子どもからの相談と大人からの相談ではどちらが多いのかという点と、大人からの相談と子どもからの相談で悩みの種類が違ったりといった相談内容の差異があるのか、お尋ねしたいです。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） まず、一つ目の相談者の割合ですけれども、令和5年度ベースで言いますと、子どもからの相談が67.8%と最も多く、続いて、母親からが23.6%と多く、子どもと母親を合わせると約9割になります。

次に、子ども、大人からの相談内容の主なものですけれども、まず、子どもについては、先ほどご紹介しましたが、学校生活の友達関係が一番多く、21.2%、次に、何か気持ちがもやもやするといった精神不安が19.7%と多いような状況になっております。

大人からの相談としましては、一番多いのが家庭生活ということで、親子関係、兄弟関係で、兄弟げんかをしたりとか、困っているといったものが一番多く、続いて、養育やしつけなど、家庭生活におけるものが8%ということで、多くなっております。

○寺島委員長 ほかの方からご質問はありませんか。

○E委員 最初に、H委員の質問の補足みたいな質問ですけれども、19ページのパンフレットを配付してさらに活用というところで、率直に言うと、授業で使えない場合もそれなりに多いのではないかと考えていて、どんなふうに学校で使われているか、具体例をもう少し伺いたいというのが1点目です。

次に、14ページの子どもアシストセンターの関係で、救済の申立ての2件も、ジャンルとか状況などを答えられる範囲で教えていただければというのが2点目でした。

3点目は、戻りまして、16ページの子ども議会の関係で、第7期のときにご意見が出たことを踏まえてですけれども、テーマ設定や議論の仕方について、公募委員の人の意見を踏まえて、どんなふうに改善されたのかというところを確認したいです。

○寺島委員長 今回初めて参加された方もいらっしゃると思いますので、ご質問の趣旨に含まれていた前期に出された意見について、具体的に敷衍していただけますか。

○E委員 端的に言うと、むしろ、大人というか、自治体側からテーマ設定がされて、当日、それを選んで議論しなければいけないという状況が2回続いたので、3期目は子ども議会に応募しなかったという委員の方がおられたのですよね。

それも踏まえて、どう改善されたかということが質問の趣旨でした。

○寺島委員長 それでは、恐れ入りますが、ご回答をお願いできますでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） まず、1点目の先ほどのパンフレットは学校で実際にどのような使われ方をしているかというところですが、こちらで把握しているのは、例えば、小学校では道徳の授業、中学校については公民の時間の中で、権利条約と絡めて使っているというふうに聞いております。

○E委員 どれぐらいの学校でやっているだろうかというところはどうですか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それについては、現在調査を行っておりませんので、おっしゃるように、どれぐらい使われていて、どうやったらもっと使っていただけるかというところは、今後検討してまいりたいと思っております。

続きまして、2点目は、救済の申立てが2件ありましたが、具体的な内容についてということかと思います。

まず、一つ目につきましては、申立人のお子さんが通う特別支援学級で、法律の基準に反する編成や運用が行われていることによって、子どもの権利が侵害されているといった申立てでした。これについては、学校に聞き取り等の調査をした結果、法に反する学級編成や運用は確認されなかったため、調査をすることが明らかに適当ではないと認められるとして、調査を終了したというものです。

二つ目につきましては、申立人と離別した子どもが申立人と面会交流できずにいるということで、子どもの権利が侵害されているといった申立てでした。

こちらにつきましては、子どもの負担軽減を考慮した上で、家庭裁判所による手続きが最善であると判断され、調査することが明らかに適当ではないと認められるとして、調査の実施には至っておりません。

続きまして、3点目の子ども議会については、過去のこちらの権利委員会でもいろいろご意見をいただいているところでございます。

子ども議会で話し合うテーマ設定、運営の仕方については、以前子ども議員として参加した時に、大人から押しつけられたと感じるような運営方法があったということを踏まえまして、今年度の子ども議会につきましては、応募の際に自分が話し合いたいテーマをあらかじめ書いてもらって、その上でグループ分けをして進めていくよう今、準備を進めているところでございます。

○寺島委員長 今、E委員からあったご質問に関連して、お答えの内容を伺いましたところ、申立てのうち1件は、特別支援学級の編成に関して、法に適合しないのではないかと申立てがあったけれども、違法性はないとして調査を終了したというご回答だったと思うのです。

が、これは、それで、その事案がそのまま解決した、つまり、そこから先、訴訟等の法的手続に移行したかどうかということ把握されていないということですか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） そうですね。その後のことについては、こちらでは把握しておりません。

○寺島委員長 分かりました。

それでは、ほかにご質問等はありませんか。

○I委員 今回の質問に関連して、14ページの相談の実績で、私の娘たちもカードを持って帰ってきて、その辺にぼんと置いていることが多いのですが、1,085人の相談、延べ3,234件は、件数だけでいくと、ほとんどが子どもアシストセンターで話を傾聴して終わっているという理解でよろしいですか。平均すると1人3件だと思うので、1人1回で終わっている方もたくさんいるのではないかなと思うと、継続している感じがあまりしないのです。

質問の意図としては、たくさんカードを配っていただいて、相談窓口がここにあるよという中で、どれぐらい子どもたちに、そこに相談したほうがいいよとお勧めできるか、実効性といったら失礼ですけども、どれぐらい効果があるのかなと思って質問をしました。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） こちらの件数の中には、もちろん、お話を聞いてあげて寄り添うものもございまして、関係機関に働きかけを行う調整活動を行ったものもございまして、全部を含めての件数になります。

ちなみに、調整活動の件数としましては、令和5年度は24件の案件について133回行っているところでございます。

○寺島委員長 ほかにご質問はいかがでしょうか。

○H委員 意見も含まれるので、少し外れてしまうかもしれませんが、先ほどの16ページの子どもの議会について、さっきE委員がおっしゃっていた大人からの圧力の大人というのは、ここでサポーターとして活躍している方ではなく、別の方のことでしょうか。

○E委員 厳密な意味で誰がということまでは特定できないのですが、運営する側からテーマ設定をされて、この中から選んでほしいと子どもの議会のメンバーが言われて、子ども議会といいながら、大人からテーマ設定をされて、その日に議論して意見を出して、その日に決めるというのは、平たく言うと乱暴ではないかという趣旨の意見と私は受け止めたもので、運営側の大人です。

だから、ここに写っているファシリテーターなどではなくて、最初に企画運営をしてテーマ設定をしている人たち、大人になります。

○H委員 私は、以前、二、三年前に子どもの議会に参加しているのですが、そのときは、多分、そういったことはなかったと思うのですが、運営の仕方が変わったということでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 運営は、毎年毎年、課題があれば改善し、適切な運営の仕方を考えておまして、E委員がおっしゃっていたのは、子ども議会でも議論をするテーマを決めるときに、運営する側の大人が、難しいテーマを一方向的に説明をして、この中からどのテーマを選んで話し合いますかということを短い時間の中で選ばなければいけなくなった。運営側に一方向的に決められた中で、自分たちは押しつけられたと感じてしまったというお話だと思います。

○E委員 テーマは共生社会でしたか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） そうですね。

○E委員 たしか、そもそも共生社会というテーマが結構難しい上に、その中から選ぶというところでの難しさと、短時間で議論して意見をまとめるという難しさの両方を言われていたかなと思いました。

○H委員 毎年運営の仕方が異なるという認識で大丈夫ですか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 課題があれば毎年改善をしていくということではありますが、そのときは札幌市で共生社会に関する条例制定を検討しており、子どもたちからも意見が欲しいということで、共生社会をテーマにした経緯があります。ただ、難しいテーマですので、話し合う前に説明が必要であろうということで、運営側でそのような対応となりました。

た。

○H委員 分かりました。

○寺島委員長 ほかに、ご意見も含めて、ご質問等はいかがでしょうか。

○E委員 I委員の質問の趣旨を受け止めて、さらに若干質問すると、相談実績と延べ件数との関係で、子どもなり、お母さんの相談で、圧倒的に子どもからの相談が多いですが、どのぐらいがこの相談をしてよかったなと受け止めているだろうかという観点でどうかというところではないですか。

○I委員 ありがとうございます。

調整活動が28件、128回なので、3,000件ぐらいある中で、実際に、子どもや保護者が困ったということに対する働きかけが百何件だと、パーセンテージ的には少ないかなと思ったのです。よく捉えると、話をして、取りあえずは誰かが話を聞いてくれてよかったというふうになっているのであれば、万が一、私の娘たちが困っていたとしたら、自分の親や学校の先生以外に話を聞いてくれる大人がいるから相談してみたらということと言えるかななんて思ったり、効果がどれぐらいあるかなと思ったのですよね。

支援級の編成なんて、なかなか難しいテーマも調整されているので、きっと、いろいろな方々が電話やLINEをしているのだと思うのですけれども、多くが聞いて寄り添うというか、話をして終わっているということなのかなと思いました。

いい方向に捉えられればなと思っての件数等の質問でした。

○寺島委員長 今の点に関して、何か事務局から補足されることはありませんか。

○事務局（小松調整担当係長） 先ほどからのご質問ですけれども、確かに、令和6年度の実績として、調整活動については28の案件について128回となっており、救済の申立ては2件ということで、数自体は少ないのですけれども、子どもの権利救済機関子どもアシストセンターは権利の救済機関ではあるものの、相談に関しては、子どもの権利侵害にかかわらず、本当に何でも幅広く、一人で抱え込まないでねということで、間口を広く設けております。

相談の中には、今だったら、小学校の低学年の子とかが、水筒を忘れてきてしまったけれども、どうしたらいいと思いますかみたいな、学校に連絡がつかせんだとか、お母さんがなかなか家に帰ってこないのだけれども、1人で怖いよとか、本当にそういう相談から、中学生、高校生になって、最近LINEで友達とすれ違ってしまったのだけれども、どんなふうに仲直りしたらいいかなど、相談としてはそういうものもすごく多いです。自分に自信がない子が結構多いものですから、相談員たちからは、そんなことまで考えてあげられるなんて、あなたは本当に優しいよなど、いいところを見つけて声かけをすることで、別に、友達と仲直りができてすっきり解決していないのですけれども、話せてよかった、やってみますということで、満足度調査をしているわけではないのですが、そういうふうに2回とか3回で解決するものも大変多いです。

そういった意味で、権利侵害というところだけではなくて、実績としては、子どもたちの相談先としてお勧めしていただいてもいいところではないかと思っております。

○寺島委員長 権利救済の申立てに比べると、イメージが大分広がっているものだということが分かりました。

ほかにご質問等はいかがですか。

○B委員 19ページに戻ってしまうのですけれども、H委員もおっしゃっていたとおり、パンフレットがすごくもったいないなと思っています。これから活用方法を考えるというふうにおっしゃっていたのですけれども、一つは、何月ぐらいに配付しているのか、どんな文章をかがみとしてつけて配付してくださいとお願いしているのか、どんなふうに学校に広報しているのかを教えてください。

○事務局（野村子どもの権利推進担当係長） 私から回答をさせていただきます。

まず、こちらのパンフレットですが、毎年、夏休み明け頃、大体8月末から9月の頭にかけて、各学校にお送りしているところです。

その際には、それぞれのページでポイントとなるところをお示ししたプリントをおつけして、ぜひご活用くださいという形で併せて配付しているところになります。

やはり、8月、夏休み明け、長期休暇明けは、どうしても子どもたちも不安定になる時期と

ということもありますので、そういった時期を捉えてお送りしているところです。

授業も忙しいという声も聞きますので、活用が難しいところもあるかもしれませんが、これからの時代に沿って、どういうふうに働きかけたらいいかは、私たち子どもの権利推進課として今後考えていきたいと思っていますので、機会がありましたら、委員の皆様にもご意見を賜りたいと思っています。

○B委員 9月などの長期休暇明けに行ってほしいという意図があったとしても、多分、授業の計画はもっと早めに組んでしまうので、もう少し早い時期でなければ駄目かなと思うのですが、4月だと文書であふれ返って、どんどん下積みになったりするので、工夫していかなければならないと思います。

それから、教育委員会と協力しているのであれば、初任や中堅の教員の研修などのときに、優れた取組をしている学校の指導案を紹介していただくと、ああ、こうやってやればいいのかというふうになるのかなと思います。

中を見ると、アサーショントレーニングとか、リフレーミングみたいなものも入っていて、もったいないと思ったので、ぜひ活用できるようになればいいなと思いました。

○寺島委員長 貴重なご意見をありがとうございます。

ほかにございませんか。

○G委員 私もこのパンフレットがいろいろな形で活用されたいと思うのですが、私は小学生の子どもが1人いて、例えば、この間、熊と共生するというテーマで、ハンターの方が子どもの学年にレクチャーをしに来てくれました。体育館で学年で聞いて、やはり、子どもたちが熊の問題に関心を持って帰ってきたようなのですが、こういったパンフレットを使用して、小学校などに職員の方が行かれて講義をされたり、レクチャーされたりということはございますか。

○事務局（野村子どもの権利推進担当係長） 出前講座として、今お見せしたパワーポイントの資料を使いながら行っております。

確かに、子どもたちには、クイズ形式などを取り入れて、受け入れやすいようなパワーポイントを使って説明、出前講座をする機会はあるのですが、今は、学校から依頼があれば出向くというスタイルでございます。そこをもう少し、私たちも何かうまく働きかけていきたい、PRしていきたいとは考えているところです。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○C委員 同じくパンフレットについてですが、高校生向けのパンフレットがないということでした。イラストなどはすごくかわいらしいのですが、学年が上がるごとに、こういったようなものを見て、ちょっと子どもっぽいと思ったのです。

子どもの権利が軽視される傾向を私も今まで見てきたので、高校生でも必要なのかなと思ったのですが、これからつくられる計画などはあるのでしょうか。

○事務局（野村子どもの権利推進担当係長） 高校生につきましては、今、手元にはないので、子どもの権利についてというPRのチラシを、毎年、高校1年生にお配りしています。

ただ、やはり、自分たちで考える機会というものも大切なかなと思いますので、今後、どういうふうに高校生世代というか、ちょっと上の世代にアプローチしていけばいいかというのは検討していきたいと思っています。

○寺島委員長 現状、パンフレットの形で、高校生向け版は用意されていないということですね。

○事務局（野村子どもの権利推進担当係長） 現状はございません。

○寺島委員長 分かりました。

今後ご検討いただくということで、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

○D委員 では、そのパンフレットの件で、追加でお聞きいたします。

民生委員としてもパンフレットなどをつくっています。それを小学校の子どもたちに送って、それでどのくらい教えているのかは分からないのですが、一日民生委員の体験をするとか、民生委員の話を聞くという学校もあったりします。

ただ、私から見ると、私の子どもの頃はもう相当昔なのですけれども、その頃は、道德というものはありましたが、本当に国語、算数、理科、社会といった勉強だけだったのですよね。今は、何かこう勉強以外のことを随分押しつけられているなという気がしています。役所としては、こういうものをつくると成果が上がっているということもあるのでしょうか、ちょっとつくり過ぎではないか、きっかけをつくるのは大切ですが、逆に、こんなに立派なものでなくても、先生がしっかり子どもにどう伝えるかではないかと思ったりしています。

私は、仕事柄、こういうものをつくるほうなので、本当は、いっぱいつくってくれたほうが業界的にはいいのですけれども、あえて言いますと、ちょっとつくり過ぎかなという気はします。

○寺島委員長 私も先ほどそのパンフを見たときに、内容的に結構満載かなと、文字数も多いので、全部読むのが非常に大変なのかなと思ったのですが、例えば、そういうことも含めておっしゃっていると理解してよろしいでしょうか。

○D委員 はい。

○寺島委員長 分かりました。

その点について、何かコメントはありませんか。

○事務局（野村子どもの権利推進担当係長） 私たちも行政としてこういうパンフレットをつくっておりますけれども、例えば、民生委員のところですか、もしかしたら、弁護士会でもつくっているかもしれないし、ほかの民間団体でも、こういう似たような資料をつくっているのだろうとは思っています。

そういう情報が多過ぎる中で、これを選んでもらえるかというのかなり気になるころではございますし、私たちも今、広報物がやや多いかなと感じておりますので、そこはちょっと吟味していきたいという気持ちもありますし、今後、効果的な広報の仕方も含めて考えていきたいと思っています。

○寺島委員長 パンフレットについての質問やご意見が集中しているのですけれども、ほかはいかがでしょうか。

○E委員 札幌弁護士会の子どもの権利委員会で、いじめ予防事業を結構やっています。これは、札幌圏なので、札幌市に限らないというところがあって、どこまで使えるか、そして、これを配るとなると、やはり説明をしなければいけなくなって、授業との関係では正直厳しいのですが、ただ配るだけでいいかという思いもあったりするので、もう一回委員会で精査してからになるのですけれども、必要に応じてそういうところに配りたいとお願いすればやっていただけるかというのが一つです。

ほかに、短い動画とか、いろいろな発信もしているのではないかと思いますので、それは具体的にどんなことをやってらっしゃるかを知りたいです。

○事務局（野村子どもの権利推進担当係長） 子どもの権利についての動画や映像はないのですけれども、子どもアシストセンターに関しましては、そういう動画やLINEの広告といった類いのことは行っています。

○寺島委員長 ほかがいかがでしょうか。

○古川副委員長 今、話題が集中していましたパンフレットのことに、小学校の立場として、今お話も聞かせていただいたことも含めてお話しします。

まず、これを学校に配付していただいても、使い方は学校によって本当に差があると思いますし、担任の先生方によっても差があると思います。

実際、どんな場面で使われているかというと、先ほどお話があったように、道德、あとは、6年生の社会で公民があるので人権というものもありますし、学校ごとのテーマによっては、総合的な学習で扱うということも可能かなと思っています。

それは、これを直接使うということもそうなのですが、この中に、とってもいいことがたくさん書かれています。例えば、小学生向けのものを見ていくと、よく先生方が子どもの指導に使うこととして、7ページ目の「ちくちく言葉」がございます。さらに、ここには「にこにこ言葉」と書いているのですけれども、学校ではよく「ふわふわ言葉」と言っております。こういうものを見ながら、これを直接授業には使わないのですが、先生方それぞれが自分の言葉で、先ほどお話しされたように、先生方からのメッセージとして指導に使うということもあり

ます。

ですから、これを直接というのと間接的にという二つが考えられるかなと思っています。

あとは、表紙のところに、「3年間使うので大切にしましょう」と書いているのですが、配付されるのがきっと4年生ですよね。小学生は、教科書もなく子どもたちもいるという中で、4年生のときに配付されたものが5年生、6年生も継続して持ち続けているかというところ、どうなのかなというところが正直あります。

ですから、例えば、経費の問題もあるかもしれないけれども、ページ数を減らして、4年生用、5年生用、6年生用をつくると。そして、4月に配付するというふうにすると。配付されたら、担任の先生方が見て、1年間を見通して、授業の中で使うのか、それとも、日常の生徒指導、子どもへの関わりで使うのか、それらは工夫して、直接もしくは間接的に使っていただけたらと思います。これは、内容的にとってもすばらしいので、大いに活用できるかなと思っています。

そして、もう一步踏み込んだならば、今の教科書はQRコードがすごく盛りだくさんなのです。1人1台端末、クロームブックを持っているので、QRコードを読み取って画像を見られたり、また、これはワークシート形式になっていますので、ワークシートになったりとか、そういうQRコードを載せていって、実際にもっと使い勝手がよい方法も考えられるかなと思います。

経費の問題もあるかと思いますが、今、いろいろなお話を聞かせていただきながら思いました。

○寺島委員長 貴重なご意見をありがとうございます。

何かコメントをされることはありませんか。

○事務局（野村子どもの権利推進担当係長） ちょうど、今の子どもたちは1人1台端末でクロームブックを持っていて、デジタル化には結構慣れてきているのかなと思います。そうなってくると、それこそ、デジタルに取り込めば、なくすということもなくなるのかなとは思いますが。

ただ、一方で、紙で使いたいという人もいるでしょうから、そこの折り合い含めて、デザインなどもちょっと古くなってきているので、デジタルがいいのかも含めて、今、たくさんの意見をいただきましたので、検討していきたいと思います。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○D委員 私は今回が初めてなものですから、基本的な質問といいますか、意見をさせていただきたいと思います。

これは条例ですよね。虐待やヤングケアラーは、相当ひどい権利侵害になるのではないかと考えるのです。例えば、虐待は多くが親ですよね。ヤングケアラーも親と言っているのかもしれないのですが、それに対する罰則が特にあるわけではないですよね。

それで、何か、これから改善するというのは、どういう方向で考えていけばいいのか、ちょっと漠然とした質問ですが、お伺いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 子どもの権利条例では罰則は設けてはいないのですが、まず、子どもも大人も一体となって、子どもの権利があるということを理解して、その上で、権利侵害の未然防止に向けて取り組むことになるかと思っています。

そのためにも、まず、子どもの権利の周知を図ることが大事になるかと思っています。

○D委員 私が最初に子どもの権利条約というものを聞いたのは、もう二十数年前くらいかなと思うのですが、その20年でどのくらい改善されたり、よくなったのかと考えると、逆に、虐待は増えているし、ヤングケアラーなんて言葉は20年前はなかったし、不登校は別問題かもしれないのですが、子どもを取り巻く環境がすごく変わっているなという気がしていますが、どうでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 虐待の件数が増えている点については、一方では、認知の精度が上がったという見方もできますので、権利の侵害があったときの救済はもちろんのこと、虐待や権利侵害が起きないように未然の防止という意味では、まず、先ほど申しましたように、子どもの権利について認知度を上げて、子どもも大人もみんなが理解をするということが大事だと思っています。

ちなみに、令和6年度の調査では、子どもに聞いた子どもの権利の認知度は7割を超えてお

りまして、これは条例制定の平成21年度に比べて、35ポイント上昇しているところです。

一方、大人に聞いた子どもの権利の認知度というのは、約6割と、条例制定時と比較して、約11ポイント上昇しておりますので、今後は、子どもに対する普及啓発はもちろんのこと、周りの大人に対してのアプローチも重要だと考えております。

○D委員 大人という観点では、私たちも、主任児童委員、民生委員としても、今まで子どもの権利条約ということに関してはほとんど触れていなかったというのが現状だったので、今後、持ち帰って、広める役に立てばと思います。

○寺島委員長 ほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 パンフレットについての質問に大分集中しておりましたが、先ほど古川副委員長からも、授業以外の場面での日常指導でも活用することが考えられるというお話がありました。

私も、権利についての意識や感覚を涵養するのは、何か特定の授業や限られた場面で完結するようなものではなくて、日頃から折に触れて、その問題の重要性について気づいてもらうということが何よりも大事だと考えますので、授業以外の場面でも折に触れてということは貴重なご意見だと拝聴いたしました。

それでは、お時間も迫ってまいりましたので、ここで事務局にお戻ししたいと思います。

お願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 寺島委員長、古川副委員長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、いろいろなお立場からのご意見やご感想をいただき、大変ありがたく思っております。

特に、広報物に関しましては、私たちも今後どうすべきかというところで本当に悩んでおりましたので、今回いろいろなご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

いただいたご意見につきましては、今後の施策に生かしていきたいと考えております。

なお、本日の議事につきましては、改めてご意見、ご質問がございましたら、メール等でも結構ですので、事務局へご連絡をいただきますようお願いいたします。

次回の委員会につきましては、現時点で確定しているものとしましては、令和7年度の取組状況に関する報告となります。時期としましては、来春になろうかと思いますが、それ以外に審議が必要になった際につきましては、改めて皆様のご都合を確認させていただいた上でご案内いたしますので、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、第8期札幌市子どもの権利委員会第1回委員会は、以上をもって終了とさせていただきます。

本日は、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

以 上